

詫間港ボートパーク使用留意事項

詫間港ボートパークの使用に当たっては、香川県港湾管理条例及び香川県港湾管理条例施行規則に定めるもののほか、次の事項を遵守してください。

記

- 1 施設の使用に当たり、船舶の管理は各使用者の責任と負担で行ってください。当施設での盗難・き損・流失・事故等による損害については、一切その責任を負いません。台風等異常気象による損害発生についても同様です。
- 2 施設の使用に当たり、当施設又は第三者に損害を与えた場合は、その当事者の責任と負担において、原形復旧及び損害賠償を行ってください。
- 3 港湾工事等港湾の維持管理上特に必要が生じた場合、又は公益上やむを得ない事由が生じた場合には、使用の停止を命ずることがあります。
- 4 施設の使用許可を権利として譲渡の対象としないでください。
- 5 許可を受けた船舶以外の船舶は係留しないでください。
- 6 施設の使用に際し、他人に迷惑を及ぼしたり、危険な行為をしないでください。
- 7 施設内で泥酔、罵声をあげるなど、公序良俗を乱す行為はしないでください。
- 8 施設を汚損する行為はしないでください。ごみ等の不要物は必ず持ち帰ることとし、施設及びその周辺の美化に努めてください。
- 9 施設の使用に際し、路上駐車はしないでください。駐車場をご利用ください。
- 10 香川県港湾管理条例又はこの使用留意事項に反する行為をした場合は、許可を取り消すことがあります。